

特定非営利活動法人住まいとくらし SOS おおさか定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人住まいとくらし SOS おおさかという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、野宿生活者をはじめ生活困窮者などが地域社会で自立した生活を営むことができるように支援活動を行い、さらには地域福祉の推進及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 相談会や食料配布、緊急宿泊サービスなどの企画及び運営に関する事業
- ② 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事業
- ③ その他この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、かつ第5条に定める活動に積極的に参画するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を資金面で賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面又は電磁的方法をもって速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上

2 理事のうち、2人以上を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、合議によりこの法人の業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び活動決算

(4) 役員の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が連名で招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第27条第2項、第28条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が連名で招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長の互選によりこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 議長は、やむを得ない理由により、会場に来ることができない理事に Zoom 等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステム（以下テレビ会議等という）によって理事会に参加し、表決することを許すことができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が共同して管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が共同して作成し、理事会の議決を経た上で、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が共同して作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 職員

(職員)

第52条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が共同してこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小林 大悟

理事長 牧 憲一

理事長 高野 太一

理事 山田 真意

同 植月 智子

同 渡邊 充春

監事 秋山 仁

同 森下 敏行

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員入会金 0円

個人正会員会費 年額3,000円

団体正会員入会金 0円

団体正会員会費 年額3,000円

(2) 賛助会員入会金 10,000円

賛助会員会費 年額10,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 住まいとくらしSOS おおさか

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	こばやし たいご 小林 大悟		無
理 事	まき けんいち 牧 憲一		無
理 事	たかの たいち 高野 太一		無
理 事	やまだ まさおき 山田 真意		無
理 事	うえつき さとこ 植月 智子		無
理 事	わたなべ みちはる 渡邊 充春		無
監 事	もりした としゆき 森下 敏行		無
監 事	あきやま ひとし 秋山 仁		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人住まいとくらし SOS おおさか

設立代表者 小林 大悟

牧 憲一

高野 太一

1. 趣旨

2020 年初頭に新型コロナウイルス感染症の影響が経済活動にも波及し収入減や雇用を失うなど、コロナ禍が社会問題となりました。政府や自治体も国民の生活を支えるための施策を打ち出しますが、そこからこぼれ落ちる人たちが増加する現状を目の当たりにする中、私たちはその年 4 月に「新型コロナ・住まいとくらし緊急サポートプロジェクト OSAKA」を発足させました。

クラウドファンディングを通じて多くの市民から寄付で支援をいただき、これを活用した 3 年間の取り組みは、9 回の相談会、そしてのべ 1,400 人以上への食料配布、さらには緊急宿泊事業として 2,019 泊の利用に取り組み、コロナ禍で苦しむ生活困窮者、野宿生活者への支援を行いました。また、未曾有の事態に立ち向かうために私たちは大阪市内の困窮者支援団体・支援機関等と連携ネットワークを構築し、支援体制の構築を行うことができました。

その後、世界中で猛威を振るった新型コロナもようやく沈静化し、感染拡大による困窮者支援を目的としたこのプロジェクトも使命を終えようとしていることを踏まえ、私たちは今後の在り方について協議を重ねてまいりました。コロナ禍の 3 年間の支援活動で見えてきたことは、不安定な生活基盤で日常を暮らす人たちがたくさんいることでした。日本社会は 90 年代のバブル崩壊後、国際競争力を維持するために賃金が抑制され、徐々に雇用が不安定化していきました。また少子高齢化による人口減少と超高齢化が引き起こす問題と相まって、生活困窮者が増加し続け、いまでは様々な社会問題を抱える課題先進国と呼ばれて

います。

つまり、今後も日本社会が抱える様々な社会問題がこれからも弱い立場の人たちを苦しめることとなるでしょう。そこで私たちは、このプロジェクトを発展的に解消し、新たな組織で生活困窮者の支援活動を継続していくこととしました。ここ西成区を中心に野宿生活者をはじめ生活困窮者の支援に長きにわたって携わってきた個人、団体が集まり、これまでの経験や知恵、スキルを持ち寄ることでさらに活動の幅を広げることができると考えています。

私たちは、野宿生活者をはじめ生活困窮者などが地域社会で自立した生活を営むことができるように継続的な支援活動を行い、さらには地域福祉の推進及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的に「特定非営利活動法人住まいとくらし SOS おおさか」を設立します。また、問題の解決に向けてより多くの市民に活動を知ってもらい応援されることが必要であるため、情報開示が義務付けられている NPO 法人格を取得し、透明性ある組織運営を目指し、問題の解決を目指します。

2. 申請に至るまでの経過

- ・ 2020 年 4 月 新型コロナウイルスにより経済的混乱の中で困窮者が増加した事態を受け、任意団体「新型コロナ・住まいとくらし緊急サポートプロジェクト OSAKA」を設立
- ・ 2023 年 8 月 今後の継続的な活動を見据え団体名を「住まいとくらし SOS おおさか」に変更及び NPO 法人化の検討開始
- ・ 2026 年 4 月 設立総会の開催
- ・ 2026 年 5 月 設立認証申請

初年度事業計画書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人住まいとくらしSOS おおさか

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業については、食料配布・相談会の開催、女性・子育て世帯向け相談会（ポンポコカフェ）の開催及び緊急宿泊支援を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 食料配布&相談会事業（定款第5条①、②）

【内 容】 食料配布及び福祉・住まい・健康・就労等に関する相談の受付、関係諸機関及び団体と連携し実施

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年3回（不定期）

【事業の対象者】 生活困窮状態の方、就労困難状態の方、ホームレス状態の方

【収 益】 0 千円

【費 用】 100 千円（ 消耗品費 10 千円、食料購入費 1 回 30 千円×3 回 ）

(2) ポンポコカフェ事業（定款第5条①、②）

【内 容】 食料や生活日用品の配布及び子育てに関する相談の受付及び女性、子育て世帯の就労相談の受付、関係諸機関及び団体と連携し実施

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年2回（不定期）

【事業の対象者】 大阪市内に在住する、子育て世帯と女性

【収 益】 0 千円

【費 用】 70 千円（ 食料購入費 35 千円×2 回 ）

(3) 緊急宿泊支援事業（定款第5条①）

【内 容】 住まいを失った方の緊急宿泊先の提供

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 大阪市内の住まいを失ったホームレス状態の方、DV等で避難している方等

【収 益】 0 千円

【費 用】 150 千円（ 緊急宿泊支援費 1 泊 3,000 円×5 泊×10 人 ）

翌年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人住まいとくらしSOS おおさか

I 事業の実施方針

設立2年度目にあたり、事業運営維持及び事業の拡大を目指し、広報活動に加えて積極的な寄付募集や助成金申請を行いより多くの方を対象にサポートできる組織体制を目指す。特定非営利活動に係る事業については、食料配布・相談会の開催、女性・子育て世帯向け相談会（ポンポコカフェ）の開催及び緊急宿泊支援を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 食料配布&相談会事業（定款第5条①、②）

【内 容】 食料配布及び福祉・住まい・健康・就労等に関する相談の受付、関係諸機関及び団体と連携し実施

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年3回（不定期）

【事業の対象者】 生活困窮状態の方、就労困難状態の方、ホームレス状態の方

【収 益】 100 千円 （ 助成金収入 100 千円 ）

【費 用】 100 千円 （ 消耗品費 10 千円、食料購入費 1 回 30 千円×3 回 ）

(2) ポンポコカフェ事業（定款第5条①、②）

【内 容】 食料や生活日用品の配布及び子育てに関する相談の受付及び女性、子育て世帯の就労相談の受付、関係諸機関及び団体と連携し実施

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 年2回（不定期）

【事業の対象者】 大阪市内に在住する、子育て世帯と女性

【収 益】 70 千円 （ 助成金収入 70 千円 ）

【費 用】 70 千円 （ 食料購入費 35 千円×2 回 ）

(3) 緊急宿泊支援（定款第5条①）

【内 容】 住まいを失った方の緊急宿泊先の提供

【実施場所】 大阪市内

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 大阪市内の住まいを失ったホームレス状態の方、DV等で避難している方等

【収 益】 100 千円 （ 寄付金収入 ）

【費 用】 225 千円 （ 緊急宿泊支援費 1 泊 3,000 円×5 泊×15 人 ）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人住まいとくらしSOSおおさか
 成立の日から2027年3月31日まで (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	20,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
食料配布&相談会事業収益 (定款第5条①, ②)	0		
ポンポコカフェ事業収益 (定款第5条①, ②)	0		
緊急宿泊支援事業収益 (定款第5条①)	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
緊急宿泊支援費	150,000		
消耗品費	10,000		
食料購入費	160,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	320,000		
事業費計		320,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			320,000
当期正味財産増減額			△ 170,000
設立時正味財産額			320,000
次期繰越正味財産額			150,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人住まいとくらしSOSおおさか
2027年4月1日から2028年3月31日まで (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	30,000	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	170,000	170,000	
4. 事業収益			
食料配布&相談会事業収益 (定款第5条①, ②)	0		
ポンポコカフェ事業収益 (定款第5条①, ②)	0		
緊急宿泊支援事業収益 (定款第5条①)	0		
5. その他収益		0	
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計		0	
II 経常費用			430,000
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
緊急宿泊支援費	225,000		
消耗品費	10,000		
食料購入費	160,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	395,000		
事業費計		395,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			395,000
当期正味財産増減額			35,000
前期繰越正味財産額			150,000
次期繰越正味財産額			185,000